

## 小矢部市期間入札実施要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、特定の期間に入札書を提出する入札（以下「期間入札」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(入札公告及び指名入札通知)

**第2条** 期間入札を行う場合は、一般競争入札の公告にあつては小矢部市契約規則（昭和48年小矢部市規則第8号。以下「規則」という。）第5条に、指名入札通知にあつては規則第21条第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項も併せて公告又は通知（以下「公告等」という。）するものとする。

- (1) 入札書の提出方法
- (2) 入札書の提出期間
- (3) 入札書の提出先
- (4) 期間入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (5) 積算内訳書の提出の要否
- (6) その他必要と認める事項

(入札書等の提出方法)

**第3条** 入札参加者は、特定記録による郵送（以下「郵送」という。）又は持参のいずれかの方法により、公告等で指定する期間内に公告等で指定された入札書及び必要な書類（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。

2 前項の規定による提出に当たっては、次の各号により作成した封筒を用いなければならない。

- (1) 入札書等は、長形3号封筒に入れて封かん及び封印すること。
- (2) 封筒の表面には、「入札書在中」と記載し、併せて工事（業務）ごとに定める工事（業務）番号及び工事（業務）名並びに入札者の所在地及び商号又は名称を記載すること。

3 第1項の規定による郵送の場合は、次の各号に従い、提出しなければならない。

- (1) 前項の規定により作成した封筒を角形2号封筒（以下「外封筒」という。）に入れて封かん及び封印すること。
- (2) 郵送先は、小矢部市役所総務部財政課行とし、日本郵便株式会社小矢部郵便局留と

朱書きすること。

(3) 外封筒の表面には、郵送先のほか「入札書在中」と朱書きで記載し、併せて工事又は業務ごとに定める番号、入札者の所在地及び商号又は名称を記載すること。

(4) 1つの外封筒に複数の工事又は業務に係る前項の規定により作成した封筒を同封しないこと。

4 第1項の規定による持参の場合は、次の各号に従い、提出しなければならない。

(1) 提出先は、総務部財政課とする。

(2) 第2項の規定により作成した封筒とともに、期間入札関係書類受付票（様式第1号）を持参すること。

（入札の辞退）

**第4条** 入札参加者は、入札書等を提出した後においても、開札までの間に入札辞退届（様式第2号）を総務部財政課へ持参した場合は、当該入札を辞退することができる。この場合において、入札辞退届の提出があった者の入札は開封せず、提出された入札書等は返却しないものとする。

2 指名入札において、入札書等が提出期間内に到達しなかった場合は、当該入札を棄権したものとみなす。

（開札）

**第5条** 期間入札の開札は、公告等に示す開札の日時及び場所において、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせ行うものとする。

2 入札参加者が立会いを希望する場合は、開札予定時刻の20分前までに、期間入札立会申込書（様式第3号）を総務部財政課に持参により提出すること。

3 前項の申込書を提出された場合は、入札執行者は、当該案件の入札参加者であることを確認し、当該案件の入札参加者に該当する場合は、立会いを承諾するものとする。

4 承諾を受けた入札参加者（以下「立会者」という。）は、公正な入札執行についての確認のみを行うものとし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他公正な入札執行を妨げる行為及び入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。

5 入札執行者は、立会者が前項に規定する行為を行った場合は、直ちに当該立会者の立会いを禁止し、退出を命ずることができるものとする。

（落札者の決定等）

**第6条** 入札執行者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の入札価格を提示した者を落札候補者とする。この場合において、最低の入札価格を提示した者が複数ある場合は、落札決定を保留した上で、当該入札者に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定するものとする。ただし、当該入札者が出席できない場合においては、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

2 入札執行者は、入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の結果、落札候補者が入札参加資格を有しないと認めた場合は、新たに次の順位者を落札候補者として資格審査することとし、落札決定まで同様に繰り返すものとする。

3 入札執行者は、落札候補者が入札参加資格を有しないと認めた場合は、当該落札候補者に対して、入札不適合通知書により結果を通知するものとする。

4 入札執行者は、落札者が決定した場合は、次の順位以降の者の資格審査を行わない。

5 入札執行者は、落札者が決定した場合は、速やかに当該落札者に落札決定を連絡し、小矢部市ホームページにおいて入札の結果を公表する。

（無効な入札）

**第7条** 期間入札の執行について、規則第14条及び小矢部市入札心得（平成30年小矢部市告示第67号）第6条に規定するもののほか、次のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

(1) 提出期限までに到達又は提出しなかった入札

(2) 入札書等のいずれかが欠けている入札

（補則）

**第8条** この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

## 期間入札関係書類受付票

期間入札の入札書等を直接持参する方法により提出する場合は、この受付票様式に必要事項を記入の上、入札書等と併せて持参し、入札執行課（財政課）の受付印をもらってください。

なお、この受付票は、開札が終わるまで保管してください。

1 工事（業務）番号	
2 工事（業務）名	
3 開札日	年 月 日
4 入札者の商号又は名称	

上記の入札案件について、入札書等を受け付けました。

入札執行課（財政課）受付印

--

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）小矢部市長

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

入 札 辞 退 届

下記の工事（業務）に係る期間入札案件について入札書等を提出しましたが、都合により辞退いたします。

記

- 1 工事（業務）番号 第 号
- 2 工事（業務）名

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

期間入札立会申込書

下記の工事（業務）に係る期間入札案件の開札に立ち会いたいので、申したいします。

記

- 1 工事（業務）番号 第 号
- 2 工事（業務）名
- 3 立会者氏名・職

(注)

- 1 この申込書を開札予定時刻の 20 分前までに財政課に持参により提出し、立会いの承諾を受けてください。
- 2 立会いに際しては、委任状、社員証等その身分を証明するに足りる書類を提示してください。